

20090918



杉並区公共施設景観形成指針 (案)



平成21年9月

杉並区 都市整備部 まちづくり推進課

目 次

1	公共施設景観形成指針の位置づけと目的	1
2	公共施設の整備に係る事前協議	2
3	景観づくりの視点	4
4	公共施設景観形成指針の構成	4
5	公共施設景観形成指針	5
5-1	公共建築物	5
5-2	公園・緑地	16
5-3	幹線道路	21
5-4	生活道路	25
5-5	河川等	28
関係資料		
・	杉並区景観条例	31
・	杉並区景観条例施行規則	34

1 公共施設景観形成指針の位置づけと目的

杉並区内には、区役所や区民事務所、学校、保育園などの建築物や公園、道路等数多くの公共施設があります。各施設は、設置目的に沿った役割を果たすだけでなく、地域の良好な景観形成の拠点としても大きな役割があります。各施設が地域の景観づくりを先導するためには、新設・改修及びその後の維持管理にかかわる設計担当や施設管理担当の主管課が景観に配慮する事項について、共通認識をもって取組むことが大切です。

公共施設景観形成指針は、杉並区景観条例(以下、「景観条例」)第18条第1項に規定する公共施設の整備¹に係る良好な景観づくりを推進するための指針です。公共建築物、公園、道路、河川等の公共施設の整備をする際には、この指針に則した施設整備が必要となります。また、景観条例第19条第1項に規定する「公共施設の整備に係る事前協議」は、景観計画²及びこの指針に基づいて行います。

事前協議は、当面、区立施設を対象としますが、国や東京都その他公共的団体が整備する施設についても本指針に則した整備に努めてください。

杉並区は、公共施設が景観に配慮した魅力ある施設となることが、その周辺に住む人たちの景観への意識を向上させ、地域、さらには杉並区全体の景観向上へと波及・発展することを認識し、区民や地域の良好な景観づくりを先導していきます。

1 「公共施設の整備」とは、国、地方公共団体その他公共団体のうち規則で定めるものが行う建築物の建築等その他の施設の整備のうち規則で定めるもののこと。(景観条例第2条第4号)

2 「景観計画」とは、景観行政団体が、良好な景観の形成を図るため、その区域、良好な景観の形成に関する方針、行為の制限に関する事項等を定める計画のこと。(景観法第8条)

2 公共施設の整備に係る事前協議(景観条例第19条第1項)

(1) 事前協議の目的

区の設計主管課等が、公共施設の整備の際、公共施設景観形成指針に基づき、地域の良好な景観づくりに関し先導的な役割を担うよう努めることを目的としています。

(2) 事前協議の対象

区の公共施設で、下表に示す行為が対象となります。

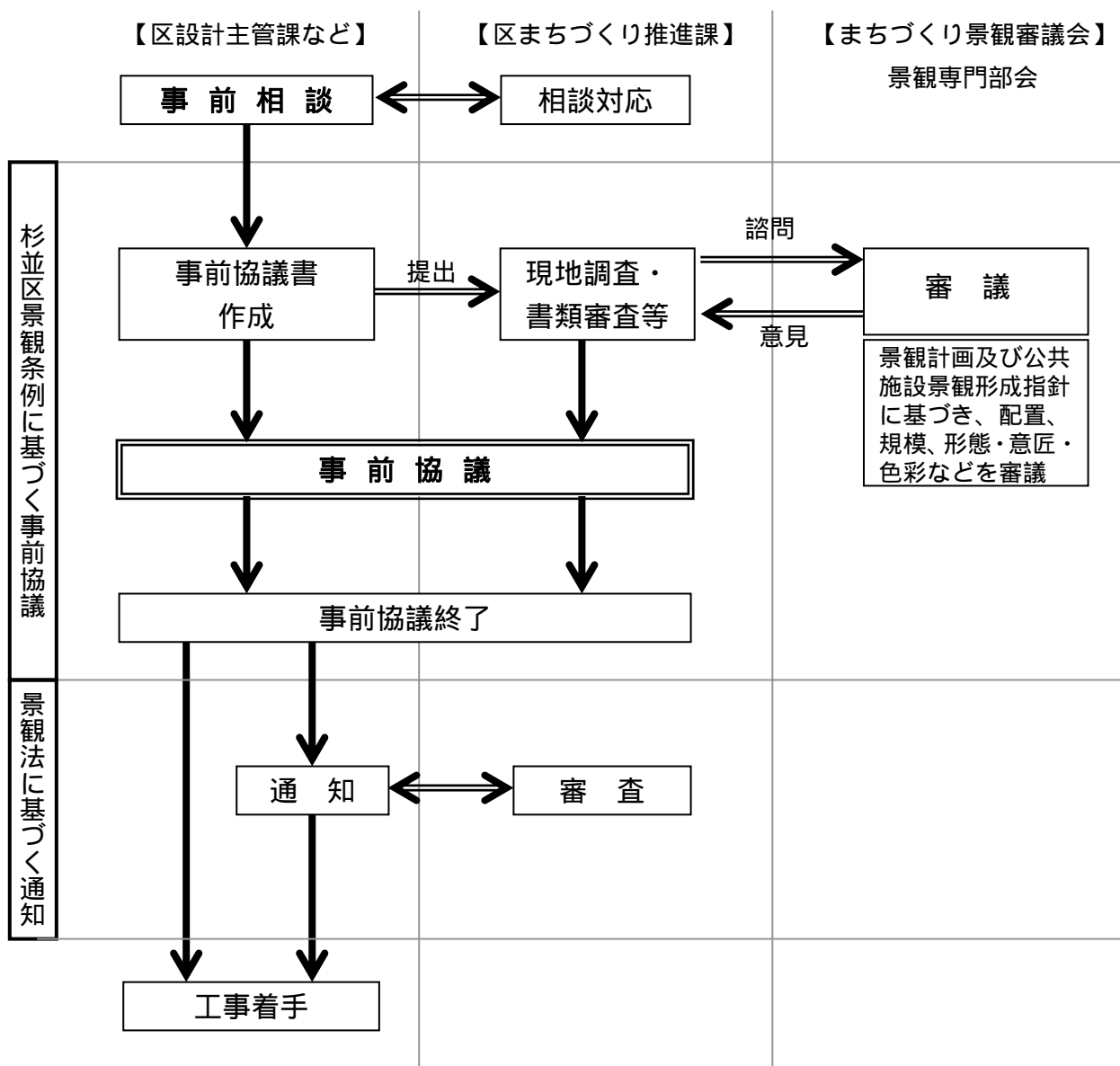
施設区分	対象行為
建築物	新築、改築、外観の色彩の変更
公園・緑地	新設、全面改修
幹線道路	都市計画道路整備、駅前広場整備
生活道路	無電柱化整備、カラー舗装化整備
河川	護岸補修・改良、河川管理用通路整備、転落防止柵改修及び色彩の変更
橋梁	橋梁補強・改良、色彩の変更
自転車駐車場	新設、全面改修
その他の施設	周辺の景観に影響のある行為で、区長が必要と認めるもの

(3) 事前協議の時期

事前協議は、公共施設の整備の計画が容易に変更できる時期とします。事前協議終了後、工事に着手してください。ただし、一定規模以上の建築物や工作物については、景観法に基づく通知が必要です。事前協議終了後、通知を行ってください。

「通知」とは、景観法に基づく景観計画の区域内における行為の通知のこと(景観法第16条第5項)。通知の時期は、建築物の場合、確認申請の30日以上前(景観条例施行規則第8条別表第1)、基準は景観計画に示す景観形成基準(景観法第8条第2項第4号)による。

(4) 事前協議の流れ



区長は、協議があったときは、協議に関する事項について、審議会の意見を聴くことができる。(景観条例第20条第2項)

3 景観づくりの視点

計画の段階から景観への配慮を盛り込み、設計を進めます。

(1) 周辺を歩く

杉並区のまちなみには、みどり豊かな住宅地をはじめ、賑わいのある商店街、青梅街道や環七・環八などの幹線道路、自然豊かな善福寺川、神田川、妙正寺川などの河川や玉川上水など様々な特徴があります。

公共施設の整備の際には、これらの特徴はもとより、施設を取り巻く身近な地域の特性を見出すために、景観資源を把握し、また、少し離れたところからは、「どのように見えるのか」などを考慮した設計とします。

(2) 広い視野をもつ

景観は、視覚的なものだけを対象とするのではなく、私たちを取りまく環境との関係も視野に入れなくてはなりません。例えば、「みどり」であれば、デザインの一部分としてではなく、「生態系」を構成する大切な役割もあること、また、「道路」であれば、「外観」や「利便性」、「安全性」だけではなく、人にやさしい「ユニバーサルデザイン」を取り入れるなど、総合的な広い視野が必要です。

(3) 景観の保全に努める

区民・事業者・区は、共に豊かな自然環境の残る河川の景観、古い建物の残るまちなみの景観など、区内に現存する様々な景観資源を「貴重な共有財産」として守り続けていくことが必要です。良好な景観の残る地域やその周辺での公共施設の整備に際しては、景観資源と調和した整備とします。

(4) みどりを充実する

区では、公共のみどりが区内のみどりの約半数を占めています。また、みどりは、まちなみの景観の構成に欠かせない大切な要素です。公共施設の整備に際しては、既存のみどりを可能な限り残し活かすとともに、周辺とのみどりの連続性を保つよう、質と量を兼ね備えた緑化をし、公共施設のみどりを更に充実していきます。

4 公共施設景観形成指針の構成

この指針では、公共施設の代表的なものとして、「建築物」「公園・緑地」「幹線道路」「生活道路」「河川」について取り上げています。

「建築物」については、それに附属する外構、緑化、設備等も、まちなみの景観を構成する大切な要素として、景観形成指針を「建物の配置」「建物の規模」「建物の形態・意匠・色彩」「緑化」「公開空地・外構等」「屋外広告物」の6項目に区分しています。良好な景観づくりを進めるために、各々の項目について、どのような役割があり、どのように景観上配慮することができるのかを示し、その事例を絵や写真で説明しています。

その他、「公園・緑地」等については、各施設が景観上どのような要素から成り立っているかを抽出し、各々どのような役割があり、どのように景観上配慮することができるのかを示し、その事例を絵や写真で説明しています。

なお、ここで取り上げていないその他の施設もこの指針を参考にしてください。

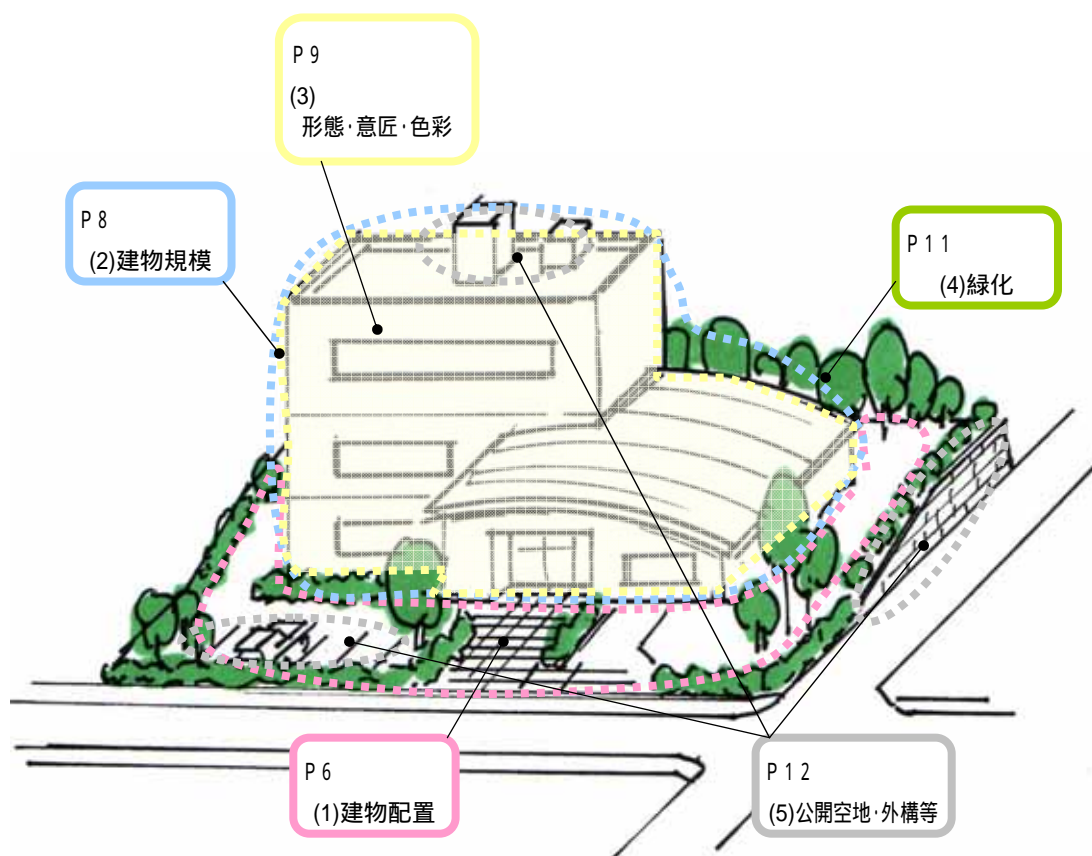
5 公共施設景観形成指針(景観条例第 18 条)

公共施設の整備をする場合は、次に掲げる指針に基づき、計画・設計を進めます。

5-1 公共建築物

公共建築物は、その目的に応じ、地域住民の生活と密接に関係しています。施設がそこに存在すること、新しくつくられることは、地域の景観形成にとっても大きな影響を持っています。

公共建築物の整備は、親しみのわく施設とするとともに、地域の景観形成の核となり、将来、地域のシンボルとなるような質の高いデザインとします。



(1) 建物配置

周辺のまちなみと調和するよう、景観に配慮した建物配置とする。

オープンスペースの確保	
道路境界や隣地境界などにゆとりを持たせ、開放性の高い空間づくりや圧迫感のない建物配置とする。	
<p>(ア) 公共空間との関係</p> <p>道路、公園、河川などの公共空間と連続したオープンスペースを確保する。</p> <p>壁面は公共空間から後退し、敷地と公共空間を植栽でつなげる。 塀を設けず道路空間と一体となったオープンスペースを確保する。 敷地が河川などの水域や公園などに接する場合は、ゆとりの空間を確保する。</p>	 <p>道路沿いのオープンスペース (井草地域区民センター)</p>  <p>塀を無くし歩道と一体的な空間 (井荻中学校)</p>
<p>(イ) 地域への配慮</p> <p>区民が施設を快適に利用できるよう、地域に開かれた空間づくりを行う。</p> <p>門塀のないエントランス広場を設けるなど、 入りやすいアプローチ空間をつくる。 建物前面に広場を設ける。 中庭を設ける。</p>	 <p>中庭 (セシオン杉並)</p>
<p>(ウ) 隣地との関係</p> <p>隣地に圧迫感を与えることの無いような配置とする。</p> <p>隣地境界から壁面を後退する。</p>	

景観資源の活用

敷地内や周辺に地域の景観資源となるような樹木などがある場合には、これを活かした建物配置とする。

既存の樹木や樹林を残す。
景観資源の眺望を遮らない。



既存のサクラを活かした建物配置
(泉南中学校)

歩行者空間の確保

敷地内にゆとりある歩行者空間を確保する。

誰もが安全に心地よく通行できる歩行者空間
を確保する。



敷地内に歩道空間を提供
(済美教育センター)

商店街や幹線道路沿道での配慮

商店街や幹線道路沿道では、連続性に配慮し、壁面の位置を工夫する。

周辺の建物と壁面の位置をそろえる。

(2) 建物の規模

施設の正面以外の部分や主要な眺望点(道路、河川、公園など)からの見え方を検討し、高さは、周辺の建築物のスカイラインとの調和を図る。

周辺からの見え方	
	施設の正面以外の部分からの見え方に配慮する。
	まちなみの連続性や住宅地からの遠景などにも配慮する。
高さの考え方	
	近隣の建物の高さに配慮する。
	周辺とのバランスに配慮した高さにする。 建物が連続するまちなみの中では、スカイラインを揃え、一体的な美しさをつくる。
	 <p>低層の住宅地のまちなみに配慮</p>

(3) 形態・意匠・色彩

建物の形態・意匠・色彩は、杉並区の閑静な住宅都市のイメージを保つために、全体として落ち着いた外観とし、建築物全体のバランスだけでなく、周辺建築物等との調和を図る。

外 壁	
外壁は、周囲との調和に配慮し、圧迫感を与えないように工夫する。	
<p>(ア)まちなみの連続性に配慮しつつ、一枚の長大な面となって周囲に圧迫感を与えないように外壁の形態を工夫する。</p> <p>分割する。(ずらす。凹凸をつける。)</p> <p>色彩で変化をつける</p> <p>上階部分を後退する。</p> <p>利用者が開放感を感じられるよう、低層階の壁面はセットバックする。</p>	 <p>低層部の色彩・素材を変え圧迫感を軽減（セシオン杉並）</p>
<p>(イ)圧迫感を軽減するため、視線の抜ける工夫を検討する。</p> <p>建物の棟を分割する。</p> <p>開口部を設ける。</p>	 <p>道路から見える中庭</p>
屋根形状	
屋根形状は、単体の建築物として魅力あるデザインにするとともに、周辺のまちなみとの調和に配慮する。	
バルコニー	
バルコニーは外壁面の魅力あるファサードをつくるため、デザインに配慮する。	
<p>連続性をもたせたり、アクセントをつけて建物に表情を加える。</p> <p>空調機の室外機などが外部から直接見えにくい構造、デザインとする。</p>	

「ファサード」とは、建築物の正面のこと。

素材

耐久性・耐候性に優れた素材や時間の経過に伴って味わいが出る素材を使用する。



石張りの外壁
(セシオン杉並)

デザイン

周辺環境や施設の目的にあったデザインとする。

敷地内や周辺に景観資源が存在する場合は、それと調和したデザインとする。
利用者がわかりやすく、親しみやすいデザインとする。



向いの荻窪八幡神社に対応させた
和のデザイン(杉並会館)



荻窪八幡神社

色彩

色彩は、まちなみに調和したものとし、景観計画に示す景観形成基準の色彩基準に適合させる。

大きな面積を占める外壁の色彩は、周辺環境に合わせた色合いとする。
特に、景観資源の周辺では、景観資源を引き立たせる色彩を工夫する。
アクセントとなる色彩は、面積を抑え効果的に使う。
維持管理を考えて色彩を選択する。

「景観形成基準」とは、景観法第8条第2項第3号に規定する良好な景観形成のための行為の制限に関する事項のこと。

(4) 緑化

植栽は施設や周辺とのバランスを考え、一定の量を確保する。また、外周や利用者から見ても潤いを感じられる効果的な場所に、質も兼ね備えた緑化を行う。

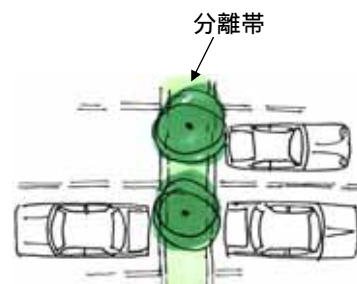
緑化できる場所	
敷地内は可能な限り緑化を図り、周辺のみどりと連続させる。	
<p>可能な限り緑の空間を確保する。 接道部は生垣や植樹帯にする。 壁面や屋上を緑化する。 プランターで緑化する。</p>  <p>外壁改修とともに実施した壁面緑化 (杉並第七小学校)</p>	 <p>小規模施設ではエントランスの一部に植栽スペースを確保</p>  <p>敷地内側に目立たない色彩のフェンス</p> <p>道路 施設敷地</p>
植栽条件の検討	
樹種の選定に配慮し、周辺との調和を図るとともに、植物の良好な生育が可能となるよう、植栽地盤を工夫する。	
<p>低・中・高木をバランスよく配植する。 季節感を醸し出す花木や草花を植栽する。 環境に適した樹種を選定する。 維持管理を考慮する。 地盤改良をする。</p>	 <p>高・中・低木を組合わせた植栽 (浜田山小学校)</p>

杉並区では、建築物等を建築する場合、緑化計画書の届出義務があります。(詳細は、みどり公園課へ)

(5) 公開空地・外構等

外構計画は、敷地内のデザインのみを捉えるのではなく、隣接する敷地や道路など、周辺のまちなみと調和を図った色調や素材とする。

公開空地	
隣接するオープンスペースとの連続性を確保する。	
屋外階段	
屋外階段は建物本体との一体感や調和に配慮したデザインとし、周囲に与える違和感や突出感をなくす工夫をする。	
	<p>建物との調和を考えたデザインや配色とする。</p> <p>目立たない工夫をする。</p>
屋上設備	
屋上に設備等がある場合は、建物と一体となったデザインとするなど周囲の見え方に配慮する。	
	<p>外壁面を立ち上げる。</p> <p>目立たないよう周囲を囲う。</p>
駐車場	
<p>駐車場は、可能な限り屋内に取り込む。取り込めない場合は、まちなみの中で目立たない工夫をする。立体駐車場の場合は、建物と一体感のあるデザインとし、周辺のまちなみに溶け込ませる。</p>	
	<p>接道部に直接設置しない。</p> <p>車両本体が周辺から見えにくい場所に設置する。</p> <p>周囲を植栽などで囲う。</p> <p>ツリーサークルを設置する。</p> <p>分離帯として緑化スペースを確保する。</p> <p>建物と一体的なデザインにする。</p>



東京都駐車場条例に規定する区域で、建築物を新築等する際には、駐車施設の設置義務があります。
(詳細は、建築課へ)

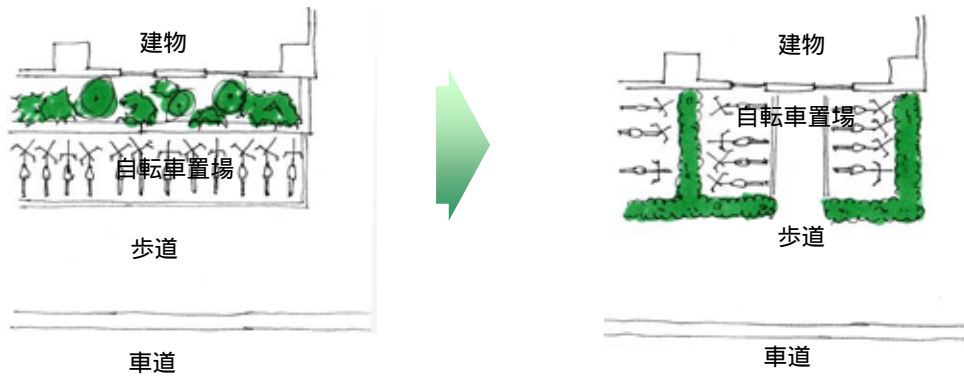
自転車駐車場

自転車駐車場は目立たない工夫をするか、建物内に駐車スペースを確保する。

接道部に直接設置しない。
車両本体が周辺から見えにくい場所に設置する。
周囲を植栽などで囲う。
自転車駐車場以外の場所に駐車しないよう十分なスペースを確保する。
整然と駐車できるように、駐輪ラックを設ける。
分散して配置する工夫をする。



低木植栽により目立たない自転車駐車場
(荻窪体育館)



配管設備等

配管設備やダクト類は外壁面と一体的になるように工夫する。

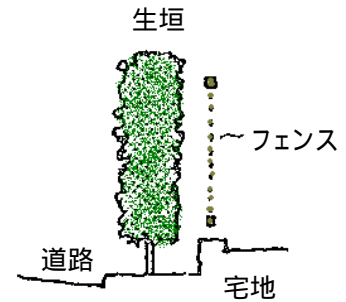
外壁の色彩と揃えたり、露出させないなど外観のデザインと調和させる。

杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例に規定する区域で、施設を新築等する際には、自転車駐車場の設置義務があります。(詳細は、交通対策課へ)

塀類

塀は周辺環境や建物本体に調和した形態・素材・色彩を使用する。

自然素材など柔らか味のある材料を使う。
周辺になじみ、目立たない色彩を使う。
塀は生垣と組み合わせ、雰囲気を和らげる。



アクリル板の目隠しフェンス



植栽との組み合わせ(加工)

擁壁

擁壁は、法面を緑化したり、自然素材などと組み合わせて、圧迫感をなくす。

石積みや緑化ブロックなど、みどりとの組み合わせ
がいきる素材又は表面仕上げのものを使用する。
コンクリートを使用する場合は、化粧目地を施したり、
壁面緑化をする。



擁壁の作り方の工夫



擬石積み
(善福寺川緑地)

垂直の擁壁にせざるを得ない場合には、ツル植物などで覆うことにより、壁面の圧迫感を和らげる。



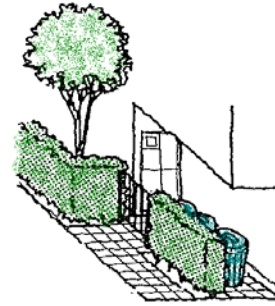
高く垂直のコンクリート擁壁



コンクリート擁壁につたを這わす(加工)

ゴミ置き場

ゴミ置き場は建物の一部に組み込むか、建物と一体的なデザインにするなど、まちなみの中で目立たないように工夫する。



植栽で隠したゴミ置き場

照明

利用者の安全を確保し、落ち着いた照明とする。

色彩や種類を多用しない。
間接光も併用し、施設の魅力を高める。

設備類

設備類は建物内に取り込むか、まちなみの中で目立たないように工夫する。

周辺から見えにくい場所に設置する。
周囲を囲う。
目立たない色彩とする。



目立たなくするために、高圧キャビネットを植栽帯の中の少し奥まった場所に設置



隣接する公園から見える設備機器



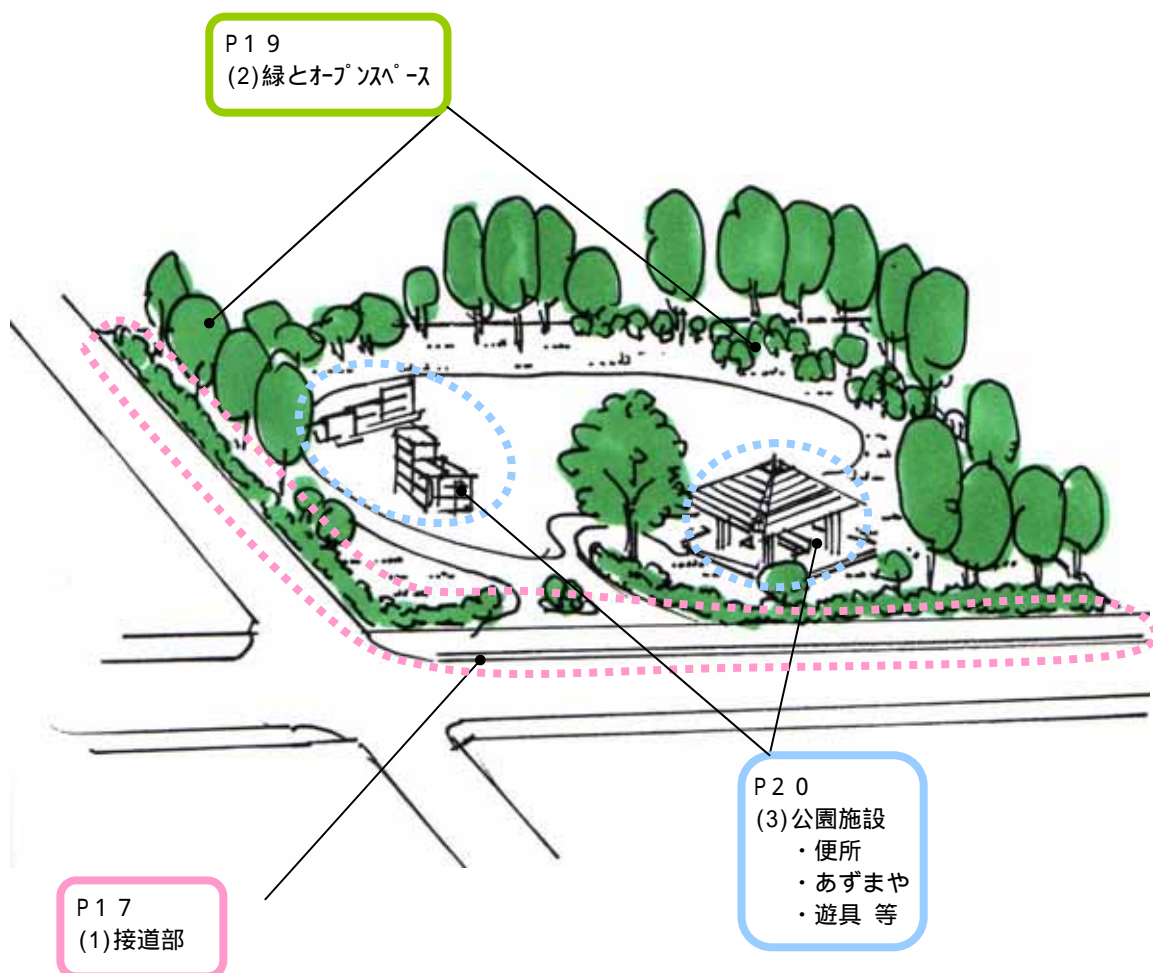
植栽による目隠し(加工)

一定規模以上の建築物を建築する場合には、廃棄物保管場所等の設置義務があります。また、集合住宅でも事前協議が必要な場合があります。(詳しくは、清掃管理課へ)

5-2 公園・緑地

公園・緑地は、様々な年齢層の人々にとって、レクリエーションの場、コミュニケーションの場として利用されるほか、非常時には避難場所としての役割も果たす開放性の高いオープンスペースです。

また、都市の中であって、潤いや安らぎを与える緑豊かな景観づくりの上で核となる重要な場所です。公園・緑地の整備は、緑を効果的に演出して地域の景観づくりを先導します。



(1) 接道部

接道部は、周辺環境との一体感や連続性を保ちながら、防犯や防災に配慮し、開放感のある空間とする。

植 栽	
接道部は、見通しのよい植栽とする。	
<p>低木植栽又は低木と高木を組み合わせる。 歩行者や公園利用者の視線を遮らない。 明るく開放的な空間にする。</p>	 <p>道路沿いの低木植栽と高木 (柿木公園)</p> <p>低木と高木の間から見える オープンスペース(塚山公園)</p>
デザイン	
公園・緑地内へと自然に導く工夫をする。	
<p>公園・緑地と周辺の空間との状況に応じ、分ける機能、あるいは一体化する機能を使い分けたデザインとする。</p> <p>道路の歩道と園路の舗装材は調和させ、ゆとりある歩行空間をつくる。</p> <p>誰もが公園・緑地の敷地内にスムーズに入れるように、ユニバーサルデザインとする。</p> <p>柵類は、色や形態で目立たなくする。</p> <p>車止めは、公園利用者が安全に出入りできるように目立たせる。</p>	 <p>歩道部の舗装材を 入口内部にも敷設 (柏の宮公園)</p>

素材

舗装材は、安全性や歩行性に配慮した素材を選択する。



石積みの階段
(塚山公園)



シンプルな木製の柵
(都立善福寺川緑地)

歩行者空間

ゆとりある歩行者空間を確保する。

交通量が多く、歩道の無い道路では、誰もが安全に気持ちよく通れる歩行者空間を確保する。



敷地内に歩道空間を提供
(成田かっぱ公園)

(2) 緑化とオープンスペース

地域住民に親しまれてきたみどりを保全するとともに、四季を演出するみどりを育み、大切に継承する。

既存樹木の活用

既存の高木や樹林を残し、地域の人々に愛着を持たれる公園とする。



高木の中のオープンスペース
(柏の宮公園)



高木樹林に囲まれたオープンスペース
(都立善福寺川緑地)

季節感の演出

花や実のなる樹木を植栽する。
草花を植えて彩りを添える。



草花のアクセント
(塚山公園)

区民の協力

一年を通じて区民が草花を育て、楽しむ
ことのできる公園とする。



住民による公園管理
(花咲かせ隊 善福寺美樹園公園)

個性ある公園づくり

シンボルツリーを守り育てる。

季節を代表する花木を植え、地域の名所をつくる。



シンボルツリー
(都立善福寺川緑地)



サクラの名所
(都立善福寺川緑地尾崎橋)

(3)公園施設

公園施設は、自然環境と調和し、また、公園の特色を出すようなデザインとする。

素材

耐久性のある素材を選択する。

安全で、心地よく、快適に使える素材とする。



木を使った遊具 (塚山公園)

デザイン・色彩

みどりと調和のとれたものにする。

公園の特徴が出せるように選定する。

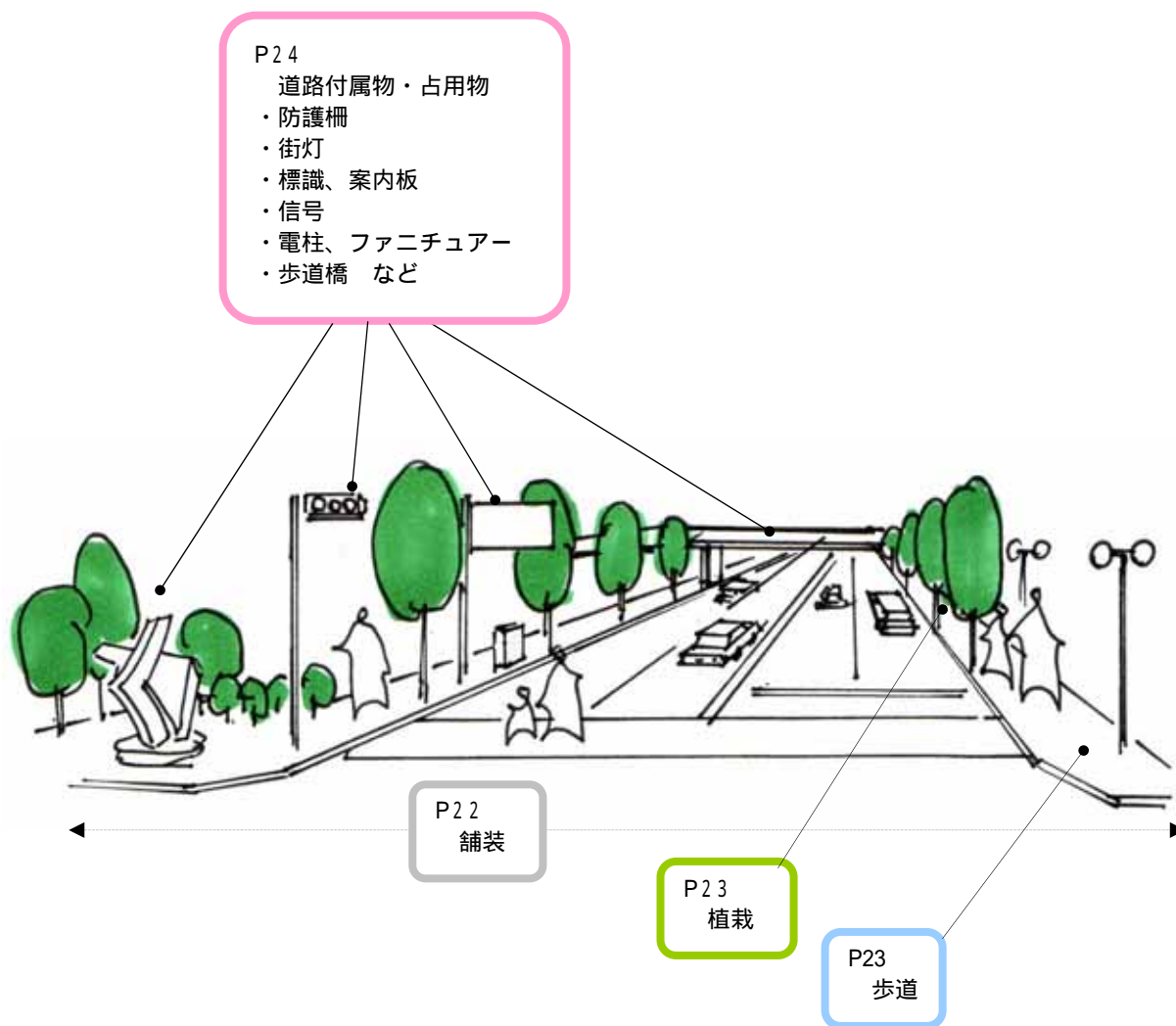


シンプルで素朴な便所
(宮下橋公園)

5-3 幹線道路

幹線道路は、広域的な都市間の交通を担い、また、区内の地域間交通を支える、都市の骨格道路網を構成する道路です。

幹線道路の整備は、地域の景観の軸として、景観に配慮した整備を行います。



舗装

舗装は、大きな面積を占め、道路景観の印象にも大きな影響がある。道路空間の基盤としてシンプルなデザインとする。

(ア)車道

都市や地域をつなぐ役割を持つ「道路の基盤」として、シンプルなデザインとする。
落ち着いた色のある色とする。カラー舗装は、多用しない。

(イ)歩道

周辺景観との調和に配慮するとともに、歩行者の目にやさしい色彩や歩きやすい材料とする。



落ち着いた配色の歩道
(環状 8 号線井荻駅付近)

歩道

快適な歩行者空間をつくる。

無電柱化により、すっきりとして快適な歩道空間をつくる。
地上機器(変圧器等)は、目立たない場所に置いたり、目立たない色を使う。
四季を感じる植栽帯により潤いのある空間をつくる。
小広場やポケットパークを確保し、ゆとりとふれあいのある空間にする。



無電柱化により花の咲く植栽が活きた歩道
(補助 226 号線;高円寺南中央通り)

植栽

道路の植栽は、道路景観を向上させるだけでなく、防災や環境保全、癒し等様々な効果が期待できる。植栽を工夫し、道路景観の演出に努める。

(ア)特徴ある並木道をつくる

地域に由来のある樹木の選定や地域の既存樹木の保全などにより、地域性を表現する。四季を感じることができるよう、樹種の選定を工夫する。



既存ケヤキ並木を保全した拡幅整備(五日市街道)

(イ)みどりのベルトづくりの推進「みちのみどり軸」の形成を進める

並木道の続く幹線道路網をつくることにより、「みどりと水の空間軸」と一体となって、「みちのみどり軸」を形成する。

植樹帯を連続して設けることにより、歩行者が安心して快適に歩ける空間をつくる。



緑のトンネル(中杉通り)

「みどりのベルトづくりの推進」とは、杉並区みどりの基本計画で示す、区内の点、線、面のみどりを有機的に関連づけて、利用やその機能を高めるための考え方のこと。「みどりの拠点」「みどりと水の空間軸」「みどりと水のプロムナード軸」「みちのみどり軸」「武蔵野の系、玉川上水・神田川の系」の5つに区分。

道路付属物・占用物

道路空間には様々な道路付属物や道路占用物等が設置されている。わかりやすく、すっきりとしたデザインで、統一感のある道路空間を整える。

防護柵は安全性を確保しつつ、落ち着いた色彩とし、デザインを工夫する。

標識類はデザインの統一や共架にする。

ファニチャー類は他の道路占用物や付属物とデザインを統一する。

照明施設で地域の個性を演出する。

歩道橋はシンプルなデザインや色彩とし、排水管などの付属物は本体と一体化するなど、外観の印象をすっきりさせる。

5-4 生活道路

生活道路は、自動車や自転車の交通、通勤・通学者など、誰もが日常的に触れることができる身近な生活空間です。

生活道路の整備は、親しみのもてるデザインとします。



舗装

歩道、通勤通学路、買物道路など、利用頻度の高い道路では、安全性や歩行性に配慮しつつ、快適に歩ける歩行者空間をつくる。

まちとまちをつなぐ道路の基盤として、シンプルで飽きのこないデザインとする。

神社や公園などの景観資源があるところでは、一体感や誘導するための素材を工夫する。

透水性の舗装材やリサイクル舗装材など、環境に配慮した素材の選定に配慮する。



公園へ導く歩道部の舗装
(蚕糸の森公園周辺)

植栽

住宅地のみどりとの調和や連続性に配慮し、みどりを取り込む工夫をする。

(ア)道路空間にみどりを育てる工夫をする

植栽帯の幅員を十分確保できない場合は、防護柵の代わりに、フェンスを設置し、ツタ類を絡ませるなど、道路景観に潤いを与える。



フェンスを使った植栽

(イ)地域のシンボルを守る

地域の人々が長年にわたり育ててきた並木や古くから残っている大木などは、地域のシンボルとして大切に守る。



地域が育てた桜並木
(善福寺二丁目)

沿道施設等

生活道路が、日々の暮らしに潤いを与えることができる最も身近な公共空間となるよう、楽しく魅力あるものにする。

(ア)まちかどや橋詰に小広場を確保する

ベンチ・水飲みなどを設置して、散歩の休憩所や語らいの場を提供する。

スペースに余裕がある場合には、シンボルトリーや花壇などを配して身近な生活空間を演出する。



橋詰のポケットパーク
(神田川八幡橋)

(イ)地域の歴史や文化、自然等の景観資源を活かす

景観資源に面した道路の街路灯や案内板、舗装などは景観資源と調和したデザインとし、一体感ある道路空間をつくる。

古くから地域に親しまれてきた景観資源を大切に守りながら、道路整備をする。

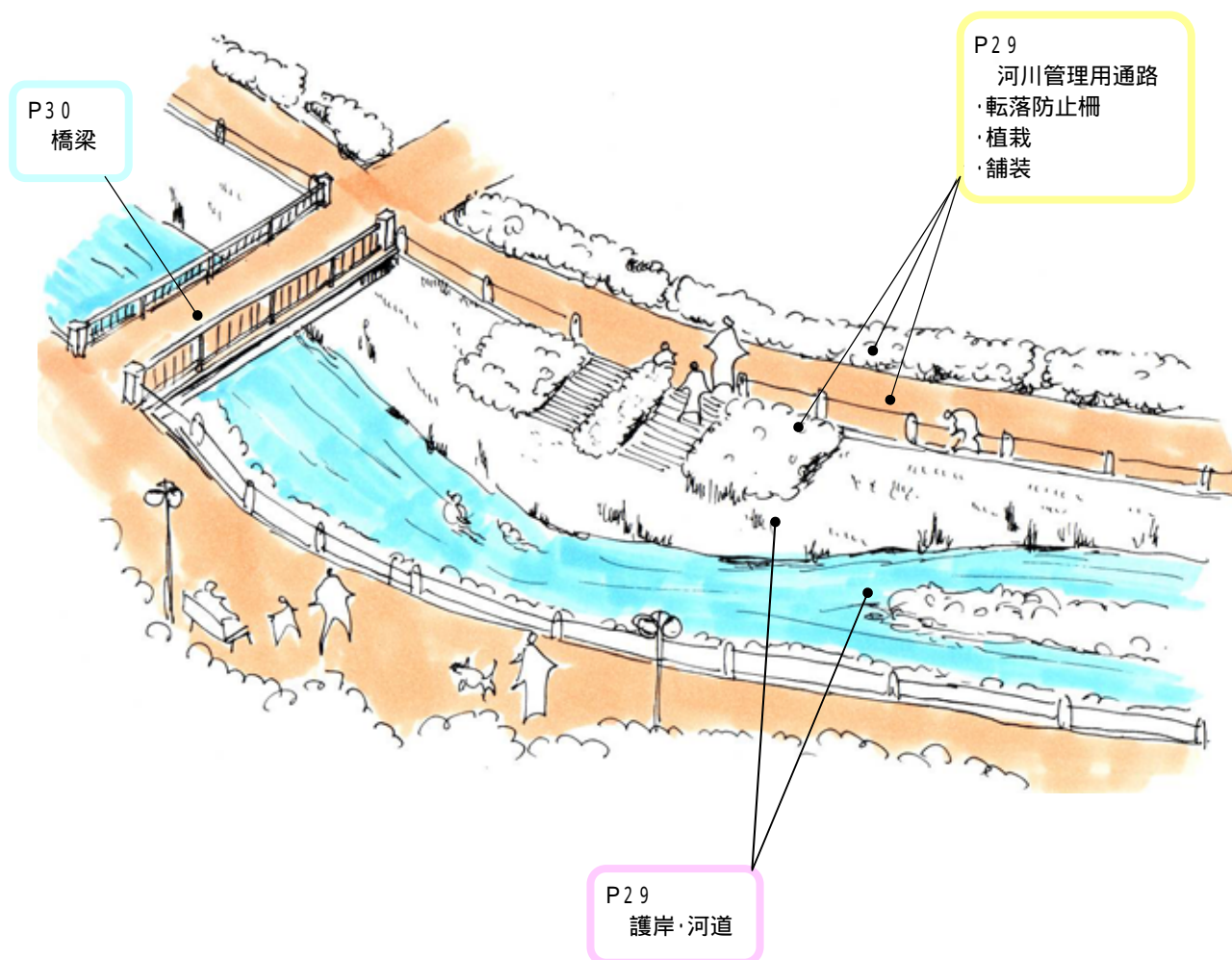


歴史を身近に感じられる道路整備
(水戸市歴史ロード整備事業)

5-5 河川等

区内には善福寺川をはじめ、神田川、妙正寺川、玉川上水が流れています。これらの河川等は杉並区の景観の代表であり、地域に潤いと安らぎを与え、自然を感じることができる貴重な空間です。また、管理用通路は、散歩やジョギング、通勤・通学路等として利用され、日常生活に密着した存在となっています。

区内の河川等は、人工的に整備されていますが、より身近なものとして感じられるよう、河川等の整備は、治水機能を確保しつつ、河川空間が本来持つ自然味豊かな景観に近づける工夫をします。



護岸・河道

善福寺川緑地周辺の護岸は、傾斜護岸の石張りで、美しい景観をつくり出している。その他のコンクリート護岸も自然味を感じられる河川空間となるよう工夫する。

(ア)緑を増やす

河道空間の緑化、河道形状の蛇行などにより、潤いのある河川景観をつくる。
垂直護岸では、壁面にツタなどを這わせることにより、連続したみどりの空間をつくる。



石張りの傾斜護岸
(善福寺川成田上橋付近)



ツタを這わせた護岸
(神田川塚山公園付近)

(イ)親水空間をつくる

河川沿いの公園などの公共空間と一体的に整備し、水と親しめる施設をつくる。



河川と公園を一体的に整備
(神田川と弁天橋東緑地)

河川管理用通路

河川管理用通路は、ウォーキング、ジョギング、犬の散歩など、水辺の遊歩道として多くの人々に利用されている。転落防止柵、植栽、ベンチ等整備の際には、利用者に親しまれる景観に配慮したデザインに努める。

(ア)快適な歩行環境をつくる

長く連続する転落防止柵や舗装は、シンプルなデザインや色彩を基本とし、飽きのこない工夫をする。



桜並木とシンプルな手すり
(神田川和泉二丁目付近)

(イ)ゆとりある河川空間をつくる

植栽帯を確保するとともに、路面は天然素材やブロック類の敷設により、水辺にふさわしい空間をつくる。

河川沿いの公共施設との一体化により、開放感のある遊歩道として工夫する。



自然を感じる遊歩道
(神田川浜田山付近)

橋 梁

橋梁は、河川から見ても、道路から見ても空間の節目となる施設となる。各橋梁が持つ河川景観での役割を把握し、デザインする。

親しみやすいデザインとする。

周辺の環境と調和したデザインとする。

眺望点として、また眺望点から望む景観資源として、落ち着いた色彩とし、質の高いデザインを心がける。

地域の景観資源を取り込んだデザインとする。



趣のある石造デザインの橋
(神田川塚山橋)



副都心を望む
(善福寺川大松橋)

關係資料

杉並区景観条例

平成二十年十二月九日
条例第四十三号

改正 平成二一年 三月一三日条例第九号

目次

- 第一章 総則（第一条 第七条）
 - 第二章 景観計画（第八条・第九条）
 - 第三章 行為の規制等
 - 第一節 届出対象行為等（第十条 第十四条）
 - 第二節 大規模建築物の建築等に係る事前協議（第十五条 第十七条）
 - 第三節 公共施設の整備に係る事前協議（第十八条 第二十一条）
 - 第四章 景観重要建造物及び景観協定
 - 第一節 景観重要建造物（第二十二条 第二十五条）
 - 第二節 景観協定（第二十六条）
 - 第五章 雑則（第二十七条・第二十八条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、景観法（平成十六年法律第百十号。以下「法」という。）の規定に基づく景観計画の策定及び行為の規制等に関する必要な事項を定めるとともに、杉並区（以下「区」という。）、区民及び事業者の責務を明らかにするほか、大規模建築物の建築等及び公共施設の整備に係る事前協議その他良好な景観づくりに関する必要な事項を定めることにより、良好な景観づくりを総合的に推進し、もって区民及び事業者が将来にわたり快適な生活を営むことができる魅力あるまちなみを形成することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 景観づくり 杉並らしい景観を守り、育て、又はつくることをいう。
- 二 大規模建築物 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第一号に規定する建築物（以下「建築物」という。）のうち、延べ面積が三千平方メートル以上のものをいう。
- 三 建築等 新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更をいう。
- 四 公共施設の整備 国、地方公共団体その他公共的団体のうち規則で定めるものが行う建築物の建築等その他の施設の整備のうち規則で定めるものをいう。

（基本理念）

第三条 区、区民及び事業者は、区固有の自然、歴史、文化等にはぐくまれたみどり豊かな住宅都市を継承し、新たに魅力あるまちなみを形成していくという認識の下に、それぞれの責務を自覚し、協働して良好な景観づくりに取り組まなければならない。

（区の責務）

第四条 区は、法第二条に規定する基本理念及び前条に規定する基本理念（以下これらを「基本理念」という。）にのっとり、良好な景観づくりを推進するための総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない。

2 区は、前項に規定する施策の策定及び実施に当たっては、良好な景観づくりの推進に関し先導的役割を担うよう努めなければならない。

3 区は、良好な景観づくりに関する啓発及び知識の普及等を通じて、基本理念に対する区民及び事業者の理解を深めるよう努めなければならない。

（区民の責務）

第五条 区民は、基本理念にのっとり、良好な景観づくりに関する理解を深め、良好な景観づくりに積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

2 区民は、区が実施する良好な景観づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、土地の利用等の事業活動に関し、良好な景観づくりに自ら努めなければならない。

2 事業者は、区が実施する良好な景観づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

（東京都又は関係区市との協議）

第七条 区長は、良好な景観づくりを推進するために必要があると認めるときは、東京都知事（以下「都知事」という。）又は関係区市の長に対し、協議を求めることができる。

2 区長は、都知事又は関係区市の長から、良好な景観づくりを推進するために必要な協議を求められたときは、これに応ずるものとする。

3 区長は、第一項に規定する協議をし、又は前項に規定する協議に応じようとするときは、杉並区まちづくり景観審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くことができる。

一部改正〔平成二一年条例九号〕

第二章 景観計画

（景観計画）

第八条 区長は、区の良好な景観づくりに関する計画として、法第八条第一項に規定する景観計画（以下「景観計画」という。）を定めるものとする。

2 区長は、法第八条第二項第一号に規定する景観計画の

区域(以下「景観計画区域」という。)において、良好な景観づくりを推進する上で、特に重点的に取り組む必要がある地区を景観形成重点地区として定めることができる。

- 3 前項に規定する景観形成重点地区における法第八条第二項第二号に規定する景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針及び同項第三号に規定する良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項は、当該景観形成重点地区ごとに定めることができる。

(策定の手続)

第九条 区長は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

- 2 前項の規定は、景観計画の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)及び法第十一条第三項に規定する計画提案について準用する。

一部改正〔平成二一年条例九号〕

第三章 行為の規制等

第一節 届出対象行為等

(届出事項等)

第十条 法第十六条第一項各号に規定する行為をしようする者は、規則で定めるところにより区長に届け出なければならない。

- 2 法第十六条第一項第四号に規定する条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

二 屋外における土石、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和三十五年法律第百三十七号)第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。)、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)第二条第四項に規定する再生資源をいう。以下同じ。)その他の物件の堆(たい)積

- 3 法第十六条第七項第十一号に規定する条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 仮設の建築物の建築等

二 農業を営むために行う土地の形質の変更

三 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、次に掲げるもの

ア 農業を営むために行うもの

イ 堆積の期間が三十日を超えて継続しないもの

四 法第十六条第一項各号に規定する行為(同項第二号に規定する行為にあっては規則で定める工作物に係る行為に限る。)で、規則で定める規模以下のもの

- 4 区長は、法第十六条第一項の規定による届出があったときは、当該届出に関する事項について、審議会の意見を聴くことができる。

一部改正〔平成二一年条例九号〕

(特定届出対象行為)

第十一条 法第十七条第一項に規定する条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 建築物の建築等

二 工作物(建築物を除く。)の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

(景観計画区域内における指導)

第十二条 区長は、景観計画において法第八条第二項第三号に規定する良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項を定めたときは、当該行為の制限に適合しない行為をしようとする者又はした者に対し、当該行為の制限に適合させるため、必要な措置を講ずよう指導することができる。

(勧告の手続等)

第十三条 区長は、法第十六条第三項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

2 区長は、法第十六条第三項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

3 区長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該勧告を受けた者に対し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

一部改正〔平成二一年条例九号〕

(変更命令等の手続)

第十四条 区長は、法第十七条第一項又は第五項の規定により必要な措置を命じようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

一部改正〔平成二一年条例九号〕

第二節 大規模建築物の建築等に係る事前協議
(大規模建築物景観形成指針)

第十五条 区長は、大規模建築物の建築等に係る良好な景観づくりを推進するための指針(以下「大規模建築物景観形成指針」という。)を定めるものとする。

2 区長は、大規模建築物景観形成指針を定めようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

3 区長は、大規模建築物景観形成指針を定め、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

4 第二項の規定は、大規模建築物景観形成指針の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)について準用する。

一部改正〔平成二一年条例九号〕

(事前協議)

第十六条 景観計画区域において大規模建築物の建築等をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところ

により区長に協議しなければならない。

2 前項の規定は、大規模建築物の建築等のうち次に掲げるものについては、適用しない。

一 法第十六条第七項第一号から第三号までに該当するもの

二 第十条第三項第一号及び第四号に該当するもの

三 東京都景観条例(平成十八年東京都条例第百三十六号。以下「都条例」という。)第二十条の規定により都知事に協議を要するもの

四 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体が行うもの

(事前協議の助言等)

第十七条 区長は、前条第一項の規定による協議があったときは、景観計画及び大規模建築物景観形成指針に基づき、当該協議をした者に対し、必要な助言をすることができる。

2 区長は、前条第一項の規定による協議があったときは、当該協議に関する事項について、審議会の意見を聴くことができる。

3 区長は、良好な景観づくりのために必要があると認めるときは、大規模建築物の建築等(前条第二項各号に該当するものを除く。)をしようとする者に対し、必要な報告を求めることができる。

一部改正〔平成二一年条例九号〕

第三節 公共施設の整備に係る事前協議

(公共施設景観形成指針)

第十八条 区長は、公共施設の整備に係る良好な景観づくりを推進するための指針(以下「公共施設景観形成指針」という。)を定めるものとする。

(事前協議)

第十九条 景観計画区域において公共施設の整備をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより区長に協議しなければならない。

2 前項の規定は、公共施設の整備のうち次に掲げるものについては、適用しない。

一 法第十六条第七項第一号から第三号まで及び第五号に該当するもの

二 第十条第三項第一号に該当するもの

三 都条例第二十条の規定により都知事に協議を要するもの

(事前協議の助言)

第二十条 区長は、前条第一項の規定による協議があったときは、景観計画及び公共施設景観形成指針に基づき、当該協議をした者に対し、必要な助言をすることができる。

(準用)

第二十一条 第十五条第二項から第四項までの規定は公

共施設景観形成指針の策定及び変更について、第十七条第二項の規定は公共施設の整備に係る協議について、同条第三項の規定は公共施設の整備に係る報告について準用する。

第四章 景観重要建造物及び景観協定

第一節 景観重要建造物

(指定等の手続)

第二十二条 区長は、法第十九条第一項に規定する景観重要建造物(以下「景観重要建造物」という。)を指定しようとするときは、あらかじめ、同項に規定する建造物の所有者(所有者が二人以上いるときは、その全員)の同意を得なければならない。

2 区長は、法第十九条第一項の規定により景観重要建造物を指定しようとするとき、法第二十二条第一項の規定により現状変更の許可をしようとするとき、同条第三項の規定により条件を付そうとするとき、同条第四項の規定による協議に応じようとするとき、法第二十三条第一項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置を命じようとするとき、法第二十六条の規定により管理に関する命令又は勧告をしようとするとき及び法第二十七条第一項の規定により指定の解除をしようとするとき(法第十九条第三項に規定する建造物に該当するに至ったときを除く。)は、あらかじめ、審議会の意見を聴かななければならない。

一部改正〔平成二一年条例九号〕

(管理の方法の基準)

第二十三条 法第二十五条第二項に規定する管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- 一 消火器の設置その他の防災上の措置を講ずること。
- 二 景観重要建造物の敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のために必要な管理の方法の基準として規則で定めるもの

(滅失等の届出)

第二十四条 景観重要建造物の所有者は、当該景観重要建造物の全部又は一部が滅失し、又は毀(き)損したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を区長に届け出なければならない。

2 景観重要建造物の所有者は、氏名若しくは名称又は住所若しくは所在地を変更したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を区長に届け出なければならない。

(支援)

第二十五条 区長は、景観重要建造物の良好な景観の保全のために必要があると認めるときは、その所有者に対し、技術的支援その他の措置を講ずることができる。

第二節 景観協定

第二十六条 区長は、法第八十三条第一項の規定による景観協定の認可、法第八十四条第一項の規定による景観協定の変更の認可、法第八十八条第一項の規定による景観協定の廃止の認可及び法第九十条第一項の規定による一の所有者による景観協定の認可をしようとするときは、審議会の意見を聴くことができる。

一部改正〔平成二一年条例九号〕

第五章 雑則

一部改正〔平成二一年条例九号〕

(表彰)

第二十七条 区長は、良好な景観づくりに寄与していると認める建築物、樹木その他の施設等の所有者を表彰することができる。

2 区長は、前項に掲げるもののほか、良好な景観づくりに寄与していると認める活動を行った者を表彰することができる。

3 区長は、前二項の規定により表彰するときは、審議会の意見を聴かなければならない。

一部改正〔平成二一年条例九号〕

(委任)

第二十八条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成二一年条例九号〕

附 則

1 この条例は、規則で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

(平成二一年規則第四三号で平成二一年四月一日から施行)

2 施行日から区の景観計画の効力が生ずる日の前日までの間は、都条例に基づく景観計画(区の区域に係る部分に限る。)を区の景観計画とみなす。

3 施行日前に都条例第十条第一項の規定により都知事になされた届出(区の区域に係るものに限る。)は、この条例の相当規定により区長になされた届出とみなす。

4 第十六条の規定は、施行日から大規模建築物景観形成指針の効力が生ずる日の前日までの間は、適用しない。

5 第十九条の規定は、施行日から公共施設景観形成指針の効力が生ずる日の前日までの間は、適用しない。

附 則(平成二一年三月一三日条例第九号)抄

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、附則第四項の規定は公布の日から(中略)施行する。

杉並区景観条例施行規則

平成二十一年三月三十一日

規則第四十六号

(趣旨)

第一条 この規則は、景観法(平成十六年法律第百十号。以下「法」という。)、景観法施行規則(平成十六年国土交通省令第百号。以下「省令」という。)、景観行政団体及び景観計画に関する省令(平成十六年農林水産省・国土交通省・環境省令第一号)及び杉並区景観条例(平成二十年杉並区条例第四十三号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則で使用する用語は、法、省令、条例及び法第八条第一項の規定により杉並区が定める景観計画で使用する用語の例による。

(国、地方公共団体その他公共的団体)

第三条 条例第二条第四号の国、地方公共団体その他公共的団体のうち規則で定めるものは、杉並区とする。

(施設の整備)

第四条 条例第二条第四号の建築物の建築等その他の施設の整備のうち規則で定めるものは、建築物の建築等その他区長が別に定める施設の整備とする。

(住民等による提案)

第五条 景観行政団体及び景観計画に関する省令第五条の提案書は、住民等による計画提案書(第一号様式)によるものとする。

(景観計画の変更に係る軽微な変更)

第六条 条例第九条第二項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

一 法第八条第二項第一号から第三号まで及び第五号に規定する事項の変更

二 前号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認める事項の変更

(景観計画の策定等をしない旨の通知)

第七条 法第十四条第一項の規定による通知は、景観計画の策定等をしない旨の通知書(第二号様式)により行うものとする。

(景観計画区域内における行為の届出等)

第八条 省令第一条第一項の届出書は、景観計画区域内における行為の届出書(第三号様式)によるものとする。

2 前項の届出書の提出は、別表第一の上欄に掲げる届出対象行為の種類ごとに、同表の中欄に掲げる手続に係る同表の下欄に掲げる届出日(二以上の手続を行う場合は、最初に到来する届出日)までに行うものとする。

3 第一項の届出書には、省令第一条第二項に規定する図書のほか、景観計画で定める法第八条第三項第二号に規定する制限に対する措置状況を記載した書類を添付し

なければならない。

4 条例第十条第二項に規定する行為の届出にあっては、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、行為の規模が大きいため、次に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて、区長が適当と認める縮尺の図面をもって、これらの図面に代えることができる。

- 一 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺二千五百分の一以上のもの
- 二 当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真
- 三 設計図、造成計画図又は施行方法を明らかにする図面で縮尺百分の一以上のもの

5 省令第一条第二項第一号二に規定する彩色が施された二面以上の立面図は、日本工業規格Z八七二一に定める色相、明度及び彩度の三属性の値を表示したものとする。

6 区長は、第一項の届出書を提出した者に対し、第三項及び第四項に規定する図書のほか、参考となるべき事項を記載した図書の添付を求めることができる。

7 第三項及び第四項の規定にかかわらず、区長は、条例第十六条第一項の規定による協議をした大規模建築物の建築等及び条例第十九条第一項の規定による協議をした公共施設の整備に係る第一項の届出書の提出について、省令第一条第二項並びに第三項及び第四項各号に規定する図書及び書類の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

8 第一項の届出書を提出した者は、当該届出書に係る行為の完了後、速やかに景観計画区域内における行為の完了届出書（第四号様式）を区長に提出するものとする。（適用除外）

第九条 条例第十条第三項第四号の規則で定める工作物は、次のとおりとする。

- 一 煙突、鉄柱、装飾塔、記念塔、物見塔その他これらに類するもの
- 二 昇降機、ウォーターシュート、コースターその他これらに類するもの
- 三 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫（建築物であるものを除く。）その他これらに類するもの
- 四 橋りょうその他これに類する工作物で河川等を横断するもの
- 五 墓園その他これに類するもの

2 条例第十条第三項第四号の規則で定める規模は、法第十六条第一項第一号に規定する行為にあっては別表第二、同項第二号に規定する行為にあっては別表第三、同項第三号に規定する行為にあっては別表第四、条例第十

条第二項第一号に規定する行為にあっては別表第五、同項第二号に規定する行為にあっては別表第六の上欄に掲げる景観計画区域内において定められた地区ごとに、それぞれ当該別表の下欄に掲げる届出を要しない行為の規模とする。

（届出の要件）

第十条 法第十六条第一項の規定による届出に係る行為を行う土地の区域が二以上の景観形成重点地区にまたがる場合においては、当該行為を行う区域に含まれる土地の面積が最大である景観形成重点地区に当該行為を行う区域があるものとみなす。

（変更届出書）

第十一条 法第十六条第二項の規定による届出は、景観計画区域内における行為の変更届出書（第五号様式）により行うものとする。

（勧告）

第十二条 法第十六条第三項の規定による勧告は、勧告書（第六号様式）により行うものとする。

（国の機関又は地方公共団体が行う行為の通知）

第十三条 法第十六条第五項の規定による通知は、景観計画区域内における行為の通知書（第七号様式）により行うものとする。

2 第八条第二項から第八項までの規定は、前項の通知について準用する。

（変更命令等）

第十四条 法第十七条第一項の規定による命令は、変更命令書（第八号様式）により行うものとする。

2 法第十七条第五項の規定による命令は、原状回復等命令書（第九号様式）により行うものとする。

（期間の延長）

第十五条 法第十七条第四項の規定による通知は、期間延長通知書（第十号様式）により行うものとする。

（所有者の同意）

第十六条 条例第二十二条第一項に規定する所有者の同意は、指定同意書（第十一号様式）により行うものとする。

（指定の提案）

第十七条 省令第七条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の提案書は、指定提案書（第十二号様式）によるものとする。

（指定しない旨の通知）

第十八条 法第二十条第三項の規定による通知は、指定しない旨の通知書（第十三号様式）により行うものとする。

（指定の通知）

第十九条 法第二十一条第一項の規定による通知は、指定通知書（第十四号様式）により行うものとする。

2 前項の通知は、省令第八条第一項第六号に掲げる事項

を示す縮尺二千五百分の一以上の図面を添付して行うものとする。

(標識の設置)

第二十条 法第二十一条第二項に規定する標識は、景観重要建造物の所有者と協議の上、公衆の見やすい場所に設置するものとする。

(現状変更許可の申請等)

第二十一条 省令第九条第一項の申請書は、現状変更許可申請書(第十五号様式)によるものとし、景観重要建造物の現状を変更しようとする日の三十日前までに提出するものとする。

2 区長は、法第二十二条第一項の許可をしたときは、現状変更許可書(第十六号様式)により通知するものとする。

(原状回復等命令)

第二十二条 法第二十三条第一項の規定による命令は、原状回復等命令書(第十七号様式)により行うものとする。

(管理の方法の基準)

第二十三条 条例第二十三条第三号に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 景観重要建造物が滅失し、又は毀(き)損するおそれがあると認めるときは、直ちに区長と協議して当該景観重要建造物の滅失又は毀損を防ぐ措置を講ずること。

二 景観重要建造物を毀損するおそれのある枯損した木竹又は危険な木竹は、速やかに伐採すること。

(管理に関する命令又は勧告)

第二十四条 法第二十六条の規定による命令は、管理に関する命令書(第十八号様式)により行うものとする。

2 法第二十六条の規定による勧告は、管理に関する勧告書(第十九号様式)により行うものとする。

(指定の解除)

第二十五条 法第二十七条第三項において準用する法第二十一条第一項の規定による通知は、指定解除通知書(第二十号様式)により行うものとする。

(滅失等の届出)

第二十六条 条例第二十四条第一項の規定による届出は、滅失・毀損届出書(第二十一号様式)により行うものとする。

2 条例第二十四条第二項の規定による届出は、氏名等変更届出書(第二十二号様式)により行うものとする。

(景観協定の締結)

第二十七条 法第八十一条第一項の規定により景観協定を締結しようとする者は、同条第二項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 景観協定の名称
- 二 景観協定の目的

三 景観協定を締結しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)

四 景観協定を締結しようとする者の代表者(以下「代表者」という。)の氏名

五 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

2 法第八十一条第四項の規定による認可の申請は、景観協定認可申請書(第二十三号様式)に、次に掲げる図書を添付して行うものとする。

一 法第八十一条第二項及び前項各号に掲げる事項を記載した書面

二 景観協定区域を表示する図面

三 申請者が代表者であることを証する書類

四 景観協定を締結した者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)並びに景観協定に関する合意を示す書類並びに印鑑登録証明書(法人にあつては、印鑑証明書)及び登記事項証明書(これらの書類がない場合は、本人又は権利者であることを証する書類)

五 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める図書

(景観協定の認可等)

第二十八条 区長は、法第八十三条第一項の規定により認可したときは景観協定認可通知書(第二十四号様式)により、認可しないときはその旨及びその理由を記載した書面により、代表者に通知するものとする。

2 法第八十三条第三項の規定により公告する事項は、都市計画区域外の景観重要樹木及び景観協定に関する省令(平成十六年農林水産省令・国土交通省令第四号)第十二条において準用する同令第十条各号に掲げる事項及び認可年月日とする。

3 法第八十四条第一項及び第八十八条第一項の規定による認可の申請は、景観協定変更・廃止認可申請書(第二十五号様式)に、区長が必要と認める図書を添付して行うものとする。

4 区長は、法第八十四条第一項及び第八十八条第一項の規定により認可したときは景観協定変更・廃止認可通知書(第二十六号様式)により、認可しないときはその旨及びその理由を記載した書面により、代表者に通知するものとする。

5 第二項の規定は、法第八十四条第二項及び第八十八条第二項の規定による認可の公告について準用する。

(委任)

第二十九条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、別表第一法第十六条第一項第一号の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更の部長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）の項の規定は、同年六月四日から施行する。